

指名停止について（通知）

このことについて、下記業者は「蒲郡市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」第 3 条第 1 項別表第 2 第 5 項に該当したため、下記のとおり指名停止としました。

記

1 指名停止理由

該当者の使用人が、福島県石川町が発注した入札において、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和 6 年 1 0 月 7 日に郡山区検察庁に談合罪で略式起訴され、1 1 月 9 日付けで確定したため。

2 指名停止業者

株式会社佐藤渡辺 幸田出張所 （業者番号 0000199906）

所長 仲田 康貴

幸田町大字芦谷字丸山 1 9 - 1

3 指名停止期間

6 か月 令和 7 年 1 月 3 1 日 ～ 令和 7 年 7 月 3 0 日